

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 12問 } 3時間
無線工学 24問 }

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可等）第1項の規定により無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、 **A** を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る **B** を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 **C** を省略することができる。

注1 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 許可に係る無線設備	点検の結果	その一部
2 無線局の無線設備	検査の結果	その一部
3 無線局の無線設備	点検の結果	当該検査
4 許可に係る無線設備	検査の結果	当該検査

[2] 次に掲げる事項のうち、無線局の予備免許の際に総務大臣から指定されるものはどれか。電波法（第8条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 通信の相手方及び通信事項
- 2 空中線電力
- 3 免許の有効期間
- 4 無線設備の設置場所

[3] 周波数の安定のための条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第15条及び第16条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数とその許容偏差内に維持するため、発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものでなければならない。
- 2 周波数とその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外圍の温度又は湿度の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 3 周波数とその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 4 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際上起り得る気圧の変化によっても周波数とその許容偏差内に維持するものでなければならない。

[4] 次の記述は、「スプリアス発射」及び「帯域外発射」の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「スプリアス発射」とは、 A 外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで B することができるものをいい、 C を含み、帯域外発射を含まないものとする。
- ② 「帯域外発射」とは、 A に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。

	A	B	C
1	送信周波数帯	除去	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
2	必要周波数帯	除去	高調波発射及び低調波発射
3	送信周波数帯	低減	高調波発射及び低調波発射
4	必要周波数帯	低減	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積

[5] 次の記述は、空中線等の保安施設について述べたものである。電波法施行規則（第26条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組み合わせを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線設備の空中線系には A を、また、カウンターポイズには接地装置をそれぞれ設けなければならない。ただし、 B 周波数を使用する無線局の無線設備及び C の無線設備の空中線については、この限りでない。

	A	B	C
1	避雷器及び接地装置	26.175MHz以下の	陸上移動局又は携帯局
2	避雷器及び接地装置	26.175MHzを超える	陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局
3	避雷器又は接地装置	26.175MHzを超える	陸上移動局又は携帯局
4	避雷器又は接地装置	26.175MHz以下の	陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局

[6] 次に掲げる事項のうち、無線従事者の免許が与えられないことがある者に該当しないものはどれか。電波法（第42条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）の規定により、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 2 日本の国籍を有しなくなった者
- 3 電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 不正な手段により免許を受けて電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）の規定により、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者

[7] 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の運用について述べたものである。電波法（第53条及び第54条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、 A、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許状に B であること。
 - (2) 通信を行うため C であること。

	A	B	C
1	無線設備の設置場所	記載されたものの範囲内	必要最小のもの
2	無線設備	記載されたもの	必要最小のもの
3	無線設備	記載されたものの範囲内	必要かつ十分なもの
4	無線設備の設置場所	記載されたもの	必要かつ十分なもの

[8] 無線設備の機器の試験又は調整のための無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第57条）及び無線局運用規則（第22条及び第39条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 2 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 3 無線局は、無線機器の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、他の無線局から停止の要求がないかどうかを確かめなければならない。
- 4 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射が他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、空中線電力を低減して電波を発射しなければならない。

[9] 次の記述は、無線局の免許の取消し等について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。以下同じ。）が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3月以内の期間を定めて A を命じ、又は期間を定めて B を制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き C 以上休止したときは、その免許を取り消すことができる。
- ③ 総務大臣は、免許人が①の命令又は制限に従わないときは、その免許を取り消すことができる。

	A	B	C
1	電波の発射の停止	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	6月
2	無線局の運用の停止	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	1年
3	電波の発射の停止	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	1年
4	無線局の運用の停止	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力	6月

[10] 総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- 2 総務大臣は、電波の能率的な利用の確保その他特に必要があると認めるときは、当該無線局の電波の型式又は周波数の指定を変更することができる。
- 3 総務大臣は、無線局が他の無線局に混信その他の妨害を与えていると認めるときは、当該無線局の電波の型式、周波数又は空中線電力の指定を変更することができる。
- 4 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、無線局の運用に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は無線局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

[11] 総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられた無線局が、その発射する電波の質を電波法第28条の総務省令で定めるものに適合するよう措置した後の手続に関する次の記述のうち、電波法（第72条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、電波を発射する。
- 2 直ちにその電波を発射する。
- 3 その旨を総務大臣に申し出る。
- 4 電波の発射を開始した後、その旨を総務大臣に申し出る。

[12] 次の記述は、無線局（包括免許に係るものを除く。）の免許状について述べたものである。電波法（第21条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、 **A** し、訂正を受けなければならない。
- ② 免許人は、電波法第21条の免許状の訂正を受けようとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。
(1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 無線局の種別及び局数
(3) 識別信号 (4) 免許の番号 (5) 訂正を受ける箇所及び訂正を受ける理由
- ③ ②の申請があった場合において、総務大臣又は総合通信局長は、新たな免許状の交付による訂正を行うことがある。
- ④ 免許人は、免許状を **B** 等のために免許状の再交付の申請をしようとするときは、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。
(1) 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 無線局の種別及び局数
(3) 識別信号 (4) 免許の番号 (5) 再交付を求める理由
- ⑤ 免許人は、新たな免許状の交付による訂正を受けたとき、又は免許状の再交付を受けたときは、 **C** 旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

A	B	C
1 速やかに総務大臣に報告書を提出	破損し、失った	遅滞なく
2 速やかに総務大臣に報告書を提出	破損し、汚し、失った	10日以内に
3 その免許状を総務大臣に提出	破損し、汚し、失った	遅滞なく
4 その免許状を総務大臣に提出	破損し、失った	10日以内に